



19 人格のない社団からの受入れ

Question

人格のない社団を法人化する手段として、一般社団法人を利用する場合の課税上の注意点を教えて下さい。

Answer

人格のない社団から財産を受け入れる場合は、法人税の負担を考慮して2階の法人として設立する必要があります。その受入れに基金制度を利用することには課税上の問題があります。

Explanation

1) 人格のない社団の法人化手法

同窓会、町内会、同業者団体や、任意団体としての学会等は「人格のない社団」に分類されます。人格のない社団は、収益事業を行わない限り法人税も住民税均等割も課税されないことから使い勝手が良いものの、銀行預金口座の開設や登記の名義人になることはできません。

このため、銀行に預金する場合は代表者の個人名義でしか口座が開設できず、不動産を所有する場合も代表者の個人名義でしか登記ができないという欠陥があります。そのため、代表者の交代や相続の際には名義変更手続が必要ですし、代表者の債務について、その債権者である第三者から人格のない社団の財産が差押えられる危険があります。

しかし、法人格を得れば、法人名義の預金口座の開設が可能になりますし、法人名義での不動産の取得も可能になります。

法人化の受け皿として、門戸を広く開放したい場合にはNPO法人とするケースもありますが、多くの事案では、一般社団法人を選択することが現実的です。

2) 財産の受入れに基金制度は使えない

人格のない社団を一般社団法人にするには、構成員を社員とする一般社団法人を設立し、人格のない社団の財産を譲り受けることになります。そ

して、財産と構成員が無くなった人格のない社団は消滅することになります。

しかし、この財産を一般社団法人が基金として受け入れることはできません。

Q19で検討したように、一般社団法人における基金は負債であることから、基金の拠出者が債権者として存続する必要があります。しかし、人格のない社団が構成員も財産も無くなり消滅する場合は、債権者が存在しないことになってしまいます。

したがって、基金として受け入れた財産は、単に贈与を受けた財産として、受贈益課税が行われることになってしまうのです。

そこで、1階の法人が、人格のない社団の財産を基金として受け入れる場合は、人格のない社団を債権者として存続させ続ける必要があるわけのです。

しかし、2階の法人であれば、収益事業課税が適用されるため、財産を寄附によって受け入れることが可能です。人格のない社団から財産を引き継いでも、財産の受入による受贈益が34業種の収益と認識されることはなく、法人税が課税されることはないからです。同窓会、町内会、同業者団体や、任意団体としての学会等の人格のない社団は、同族による運営が行われていないことが多いため、定款による組織設計等に注意すれば（法令3）、2階の法人として設計することは容易な場合がほとんどです。

なお、一般社団法人化することにより、原則として2年毎の役員の重任登記が必要となります。

また、収益事業を行っていないNPO法人には、住民税均等割が免除される制度がありますが、一般社団法人には免除制度はありません。

（税理士／白井一馬）